

# 保険・年金 フォーカス

## フランスの生命保険市場

—バンカシュランス発祥の地、フランスの市場構造—

保険研究部門 主任研究員 松岡 博司  
(03)3512-1782 matsuo@nli-research.co.jp

### 1—はじめに

花の都パリ、ルーブル美術館、日本人憧れの国のひとつであり続けるフランス。夫婦別姓の本場にして、近年は出生率が改善、大統領が事実婚の国。日本とはずいぶん状況が違っているように見えるが、かの地の生保事情はどうであろうか。

フランスと生命保険のもっとも古いかかわりは、17世紀の中ごろ、ルイ14世の宰相マザランの側近であったナポリ人、ロレンツォ・トンチが、後にトンチン年金<sup>1</sup>と呼ばれることになる年金を考案したことにさかのぼると言われる。

しかし近代生保事業がフランスで開始されたのは、英国（1762年にエクイタブル設立）に遅れること四半世紀、1787年である。1786年に火災保険会社として設立されたロワイヤル保険が翌年に生保事業を開始し、翌1788年にロワイヤル生命とロワイヤル火災に分裂した。しかしロワイヤル生命は、その翌年（1789年）に勃発したフランス革命の中、保険は人間性の奉仕を金銭の奉仕にすりかえてしまうと批判され、廃止に追いこまれてしまった。今日につながる生保会社が現れるのは1810年代に入ってからである。

スイス再保険が先日発表した2011年の生命保険料の世界シェア<sup>2</sup>では、フランスは6.65%のシェアを有する、米国（20.46%）、日本（19.97%）、英国（8.00%）に次ぐ世界第4位の国となっている。

フランスで生命保険を提供している会社は124社（2011年末現在）。うち103社がフランスで免許を受けた会社、残り21社がフランス以外のEU加盟国で免許を受けた会社の支店である。このほかEU他国の会社がサービス提供自由の原則の下、フランスに支店を持たず生命保険を提供している事例が2010年時点で234社ある。会社数は多いが、フランスでも上位グループへの集中が進んでいる。

<sup>1</sup> トンチン年金は、年金受給者が死亡した場合、その持分が死亡者に変換されず、生存している他の年金受給者への年金支払いに充てられるという仕組みの年金。トンチン年金の考え方は、先にオランダで実行され（1672年）、イギリス、ドイツへと広がった後、フランスでは1689年に政府管掌の制度として導入された。ただし科学性に欠け、経営も乱脈であったため、1763年に廃止されている。

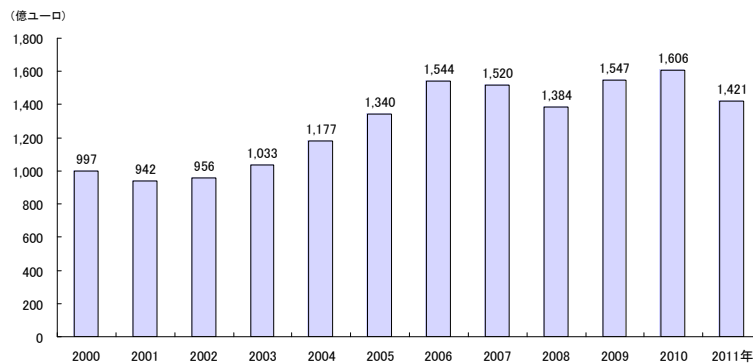
<sup>2</sup> [http://media.swissre.com/documents/sigma3\\_2012\\_en.pdf](http://media.swissre.com/documents/sigma3_2012_en.pdf) 参照。

## 2—金融危機、債務危機の中での業績動向

グラフ1は、フランスにおける生命保険（人の保険＝生保・医療保険）の業績を見たものである。フランスでは生保事業の業績は収入保険料の額で示される。収入保険料は、新契約からの保険料と既販売契約からの保険料の合計であるので、厳密には販売動向を現すものとは言いがたいが、他の指標は発表されていない。

2003年から2006年にかけて堅調に推移していたフランス生保市場の業容は、金融危機の影が覆った2007年と2008年に対前年マイナスとなった。その後、2009年、2010年と持ち直したが、欧州債務危機が本格化した2011年、再び、2008年なみの業容へと落ち込んだ。フランス生保市場は欧州債務危機の影響をもろに受けている。

グラフ1—フランスにおける生命保険（人の保険）収入保険料の推移



(資料) フランス保険会社連盟 FFSA のアニュアルレポート 2011 より

## 3—貯蓄、投資商品中心の市場構造

フランスの生保市場では貯蓄商品、投資商品が主力商品となっている。

### 1 | 加入目的

表1は、生保・医療保険への加入目的を聞いた調査への回答結果である。もっとも多く回答(56%)を集めた加入目的は退職後の生活のための貯蓄であった。投資目的が37%で第2位である。日本的な「死亡後の家族の生活を守るため」は28%で第3位であった。

表1 生命保険・医療保険に加入する理由（重複回答あり）

リタイアメントのため	56%
投資のため	37%
死亡後の家族を守るいい方法だから	28%
財産を譲る手段として	24%
短期間の緊急的な貯蓄手段として	22%
介護費用を蓄える手段として	20%

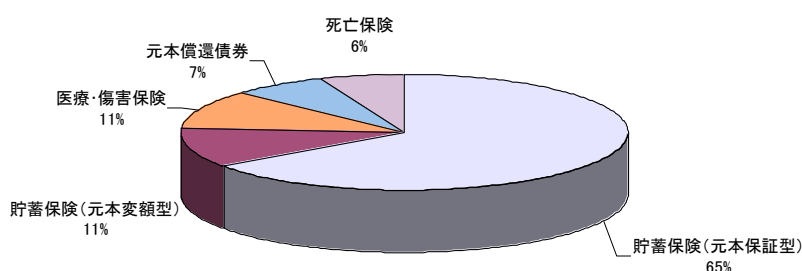
(資料) フランス保険会社連盟 FFSA のアニュアルレポート 2010 より

CSA INSTITUTE が FFSA および GEMA の依頼により 2010 年 5 月に行った調査の結果

## 2 | 商品構成

具体的な商品を見ても、投資・貯蓄目的の商品が多い。グラフ 2 は、生保・医療保険の収入保険料を保険種類別に区分したものである。税制優遇のある個人年金が導入されてから期間が浅く個人年金があまり発達していないフランスでは、生保会社による年金への取組も始まったばかりで年金のウェイトはほとんどない。フランスの生保会社の主力商品は、シンプルな貯蓄保険である。貯蓄保険（元本保証型）は、払い込まれた保険料に一定の投資利益をあわせた満期保険金を支払うもので、死亡時にはその時点の預かり資産残高が払い戻されるのみで死亡保障性はない。貯蓄保険（元本変額型）は払い戻し額が資産運用に応じて変動する形式の貯蓄保険である。

グラフ 2 生保・医療保険収入保険料の商品別構成比(2010 年)

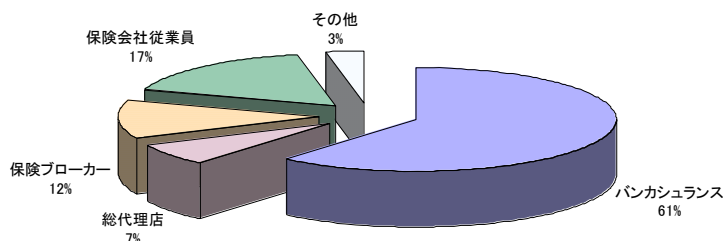


(資料) フランス保険会社連盟 FFSA のアニュアルレポート 2010 より

## 4—バンカシュランス発祥の国、フランスの生保販売チャネル

グラフ 3 は、生保・医療保険の収入保険料を販売チャネル別に区分したものである。フランスはバンカシュランス（銀行による保険販売）発祥の国であり、生保・医療保険の収入保険料の 6 割が、銀行や郵便局において販売された契約から挙げられている。ただし総代理店、保険ブローカー等の伝統的な販売チャネルを使って販売している伝統的な生保会社も一定の地位を維持している。

グラフ 3 生保・医療保険の販売チャネル別収入保険料構成比(2011 年)



(資料) フランス保険会社連盟 FFSA のアニュアルレポート 2011 より

## 5—銀行グループが生保市場で大きなプレゼンス

フランスのバンカシュランスは、わが国の銀行窓販とは異なり、銀行が子会社として生保会社を保有し、その生保子会社の商品を自らの店舗で専属的に販売する形式が中心である。わが国の窓販では一つの銀行が複数の生保会社の商品を扱っているのと異なり、フランスの銀行は子会社である生保会社の商品のみ販売している。つまりフランスの銀行は子会社である生保会社に1社専属の販売者である。こうした形態が行われているため、フランスにおいては、銀行の生保子会社が大きなプレゼンスを持っている。表2はフランス国内生保事業からの収入保険料の大きな順で並べたフランスの大手生保会社であるが、銀行グループ（シャドーを付してあるグループ）が上位に食い込んでいる。トップに記載しているCNPもシャドーは付していないが、もとの国営生保会社であり、現在は郵政事業（ラポスト）傘下の郵便貯金銀行と貯蓄銀行が大株主、販売チャネルもそれら銀行という会社であるので、銀行系の生保会社と言えなくもない会社である。

表2 フランスの大手生保グループ（掲載は2011年フランス国内生命保険料順）

(億ユーロ)

	フランス国内		全世界
	生命保険	損害保険	
CNP	239	0	300
クレディアグリコル	178	26	252
アクサ	143	67	861
BNPパリバ	103	7	233
ジェネラル	90	47	137
ソシエテジェネラル	82	4	92
アリアンツ	77	33	149
COVÉA (MAAF, MMA, GMF)	44	92	143
グループアマ	41	86	172
SFEREN(MACIF, MAIF, MATMUT)	30	76	106

(資料) フランス保険会社連盟FFSAのアニュアルレポート2011より

なお、フランス生保市場では、相互会社（株主が存在せず、保険契約者が持分権者としての地位も持つ会社）が一定の地位を有している。他国と異なり、フランスには相互会社を株式会社化する制度がなく、相互会社は保険相互グループ会社といわれる連合体を作って地位の向上を図っている<sup>3</sup>。上表のCOVÉAはMAAF、MMA、GMFという3つの相互会社の、SFERENはMACIF、MAIF、MATMUTという3つの相互会社の連合体である。

## 6—さいごに

以上、フランスの生保市場を見てきたが、各国の国柄を反映して、さまざまな形態の生保市場が存在することがわかる。今後、EU統合、保険会社の国際展開（すでにフランスの生保会社は3社、わが国に進出してきている）等が進展するにつれて、フランス型生保市場が他国に波及していくのかどうか（バンカシュランスは、スペイン、イタリアへと波及して行った）、フランス国内では個人年金がどのように成長していくか、注視していきたいと思う。

<sup>3</sup> キャサリン・グリーン『フランスの「保険相互グループ会社」(SGAM)制度』参照  
<http://www.nli-research.co.jp/report/report/2011/03/repo1203-w.pdf>